

学童クラブ 5・6 年生の受け入れについて

1 現状

平成 27 年度施行の児童福祉法の改正（学童クラブの対象者を概ね 10 歳未満→小学校就学児童へと拡大）及び子ども子育て支援新制度スタートにあわせ、多摩市子ども子育て会議において対象年齢の協議をいただき、次のとおり整理した。

→多摩市子ども・子育て支援事業計画（わくわくプラン）【平成 27 年 3 月】

「希望する高学年の児童（5・6 年生）については、教育課程の関係で放課後時間が極めて短いことから、学校の長期休業中に受入れます。」

また、「障害のある児童が 5 年生以降も学童クラブを利用できるよう早急に求める陳情※」が多摩市議会に提出され、平成 29 年 9 月議会において採択された。

※ 陳情項目

- ①障害のある児童が、5 年生以降も放課後を地域で安心して過ごせるよう、学童クラブの利用拡充をしてください。
- ②子供に障害があってもなくても、母親が安心して仕事を続けることができ、活躍できる社会を作ってください。

2 5・6 年生の受け入れについて

(1) 東京都下 26 市の状況

①全児童の対象学年

1～3 年生まで	4 年生まで	6 年生（1 市は中 3）まで
46.2%	7.7%	46.2%

※網掛けは多摩市

(2) 多摩市の現状

多摩市では、小学 3 年生で卒クラブができるよう、指導育成を行っている。

【学童クラブ入所者数 H29.4】

学年	入所者数	比率
1 年生	553 名	36.4%
2 年生	535 名	35.2%
3 年生	400 名	26.3%
4 年生	33 名	2.2%
計	1,521 名	—

また、近年待機児童が発生しており、来年度の予定を含めここ 5 年で 8 施設 12 クラブを開設（予定）しており、平成 31 年度に向けても 1 施設新設に向け、調整を進めている。

(3) 5・6 年生受け入れの検証

①施設面

(ア) 面積について

国の参酌すべき基準では、児童 1 人あたり概ね 1.65 m²を示し、多摩市でもその基準を踏まえ施設定員を決めている。体が大きく成長する 5・6 年生もこの基準で受け入れた場合、学童保育の質の低下や事故の懸念がある。

(イ) 更衣室について

5・6 年生になると、個人差はあるが二次性徴が始まるため、着替える際には男女別の更衣室等が必要になる。専用区画に更衣室を設置すると定員を削減しなくてはならなくなる。

(ウ) 受け入れ人数（推計）

6 年生を受入れている都下自治体の 4 年生の入所者の約 21%が、5 年生の入所人員となっている。また、5 年生の入所者の約 46%が 6 年生の入所人員となっている。

多摩市 H29 年度 4 年生申請数 65 人 × 21% = 5 年生 14 名
× 46% = 6 年生 7 名

計 21 名が想定される。

(エ) 増築について

5・6 年生の推計では 21 名だが、各地域の学童クラブに入所すること及び現在の待機児童数の状況を考慮すると 12 施設で増築の検討が必要であり、更衣室の設置など費用対効果等を鑑みると 1 施設 20 名規模（更衣室のスペース含む）は確保すべきと考える。

※場所によっては増築できない学童クラブも存在するため、その際には新たな場所の確保やまた設備的にも手洗い場・トイレ等を設置する必要があるため、更なる追加費用を要することとなる。

【施設の増築費】

施設規模	費用
～15 名程度	約 9,765 千円
～20 名程度	約 13,020 千円
～25 名程度	約 16,275 千円

※平成 23 年に増築した時の費用をもとに積算

②運営面

児童の育成単位が増えると、支援員を増員する必要がある。直営の学童クラブにおける職員配置とした場合少なくとも 1 人増員が必要である。

3 障がい児（要支援児）の受け入れについて

(1) 東京都下 26 市の状況

①障がい児（要支援児）の対象学年

4 年生まで	6 年生（1 市は中 3）まで
30.8%	69.2%

②障がい児（要支援児）の定員制限

制限有	施設の状況で判断	制限無
53.8%	19.2%	26.9%

③障がい児（要支援児）の受け入れ状況

(ア) 人数

25 人以下	26～50 人	51～75 人	76～100 人	100 人超
34.6%	30.8%	15.4%	11.5%	7.7%

(イ) 入所児童に対する障がい児（要支援児）の割合

障がい児/全児童	1%未満	1～2%	3～4%	5～6%	7～8%	9%以上
市	3.8%	53.8%	19.2%	7.7%	11.5%	3.8%

(ウ) 1 施設当たり障がい児（要支援児）の受入れ状況

1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
23.1%	46.2%	15.4%	3.8%	7.7%	3.8%

※網掛けは多摩市

(2) 多摩市の現状

多摩市の入所要件は、児童福祉法に基づき「日中に親の監護が受けられない児童」を受入れるため、親の就労等に焦点をあて審査しており、児童の障がいの有無は考慮していない。ただし、入所決定した際には、集団生活を営むうえで課題がある場合（要支援児）について、職員を加配し対応している。今年 4 月時点で 141 名の障がい児（要支援児）を受入れ 82 名の職員を加配している。これは、障がい児（要支援児）1.72 人に 1 人の割合での加配となっている。

(3) 5・6 年生受け入れの検証

①障がい児（要支援児）の線引き

他市では、障がい児を定義※付け、職員の加配を行っている。5・6 年生の受入れを障がい児のみにした場合、本市でも障がい児の定義付けを行う必要があり、これについては、現在 4 年生以下も含め検討中である。

※障害手帳の所持、特別支援学校・特別支援学級（固定級・通級）、医師の診断書等

②受け入れた場合の人数（推計）

6年生を受け入れている都下自治体の障がい児の割合

学年	1～3年生	4年生	5年生	6年生
障がい児の割合	2.4%	10.1%	25.5%	51.2%

前述の全体の推計人数（21名）をもとに、

上記の割合から5年生（14名×25.5%）→4名

6年生（7名×51.2%）→4名

計8名が想定される。

③運営体制

5・6年生の推計では8名であるため、現在の加配職員の状況を踏まえると5名の職員加配が必要である。しかし、各地域の学童クラブに入所することを想定すると、8名が必要と考える。

要支援児8名÷加配率1.72=5名

5名⇒8名の要支援児が各地域の学童クラブに入所⇒8名

4 費用について（試算）

(1) 施設面

増築費 13,020千円×12施設=156,240千円

(2) 運営面

増員に伴う職員 3,200千円×12施設=38,400千円

要支援児加配職員 1,414千円×8人=11,312千円

区分		費用
イニシャルコスト（増築費）		156,240千円
ランニングコスト	増員職員	38,400千円
	加配職員	11,312千円
合計		205,952千円